

殯宮 井上下366[↑] 紀下488[↑]
小林543[↑] 5,168[↑] ④5163[↑]

紀下480[↑], 486[↑]
お崩れ 井上362[↑]
院小字 390[↑]

未5157[↑] ⑤5157[↑] 未3行
紀下480[↑] 未3行

第九十章 持統天皇

前述べのようにな、朱鳥元年（六八六）九

月九日、天武天皇は正宮（御在所）でお崩

れ（お隠れ）になった。

この日、皇后は、臨朝称制（即位の儀式を

挙げずに天皇としての政務をとること）された。

持統元年

元年（六八七）正月一日、

太子（草壁皇子）は、公卿（上級官人）・百

寮の人々を従え、殯宮（天武天皇が薨去さ

たと考え、殯の儀式が行なわれたのであろう）

にもう一度、慟哭した。また納言布勢朝臣御主

人が誅した。これは、また納言布勢朝臣御主

た。（日本書紀には、禮なりとある）

この当時、殯宮で慟哭し誅するとは、礼であ

る

と考えられていたようである。

殯宮に遺骸が無いのは分かっていても、我

が

5,169^P

こと

国の未来の為に天皇位を辞退された天武天皇
の崇高な御意志は理解できる

本来なら、もっと長らく天皇の位につ

かれた筈なのに、やむなく敢えて吉野に別

離されたことを悲しく思い、天武天皇の使を

慕って、草壁皇子らは慟哭し、誅した

思われる。

そしてこの後も、頻繁に、殯宮での慟哭や誅の

儀式は繰り返されるが、以下省略する。

たぶん、このような儀式が行われた事実を

正史に記載し

へ天武天皇は、本当にお亡くなりになった

のだ

と印象づけることが企図されたのであろう。

いう

*

5159-3/2 末に大内陵

紀下 490

5170^P
紀下 491 恒 23

5,170^P

紀下 493

大内陵

持統紀元年（六八七）十月二十二日条に、

皇太子（草壁皇子）の公卿・百寮の人々

并びに諸国の国司・国造・及び百姓の男女を

従えて、始めて大内陵を築く

とある。

この日、大内陵（天武天皇の檜隈大内陵。

奈良県高市郡明日香村）の築造工事を始めた

のであろう。

*

持統二年

持統紀二年（六八八）十一月十一日条に、

布勢朝臣御主人・大伴宿禰御行、たがい

に進みて誅する。直広肆当摩真人智徳、皇祖

等の騰極の次第を誅奉る。禮なり。古に日

嗣と云す。置りて大内陵に葬りまつる

とある。

1回
紀下494 P 12行

5,171 P

⑤5159
-3/3

紀下516 P 紀下491 P 23
↓ #459 ⑤5161 P

前頁 105行
OK
HV

こうして、天武天皇（天武天皇ではなく、
天武天皇）の霊が、大内陵に葬られたように
ある。

なお、大内陵は、周囲約一九〇メートル、高さ約
七メートルの円墳である。持統元年十月二十二日に
造り始め、持統二年十一月十一日に天武天皇
の霊を納め、持統六年六月以前に完成したと
考えられる。（『日本書紀』(下) 日本古典文学
大系、岩波書店、四九一頁注二三）写真図版

*

よしののみや
吉野宮への行幸

持統三年

持統紀三年（六八九）正月十八日条に、
天皇、吉野宮に幸す

とある（第一回目）。

■なお、持統四年正月即位なのだから、正式には未だ天皇でないが、以下日本書紀の記述に従って天皇と記す。

■また、これから述べるように、持統天皇の吉野宮行幸の記載は実に多いが、この記事が初出である。

■持統天皇は、夫君（天武上皇）をお慕いして、吉野へ御幸されたのだらう。（友のであらう。）

（写真図版 783 八山の斜面に滝見御殿跡（参照））

■しかし、お二人ともそれ程に忙しいうちに、吉野へお越しであった。持統天皇は、三日後には吉野を後にされた。

●正月二十一日条に、

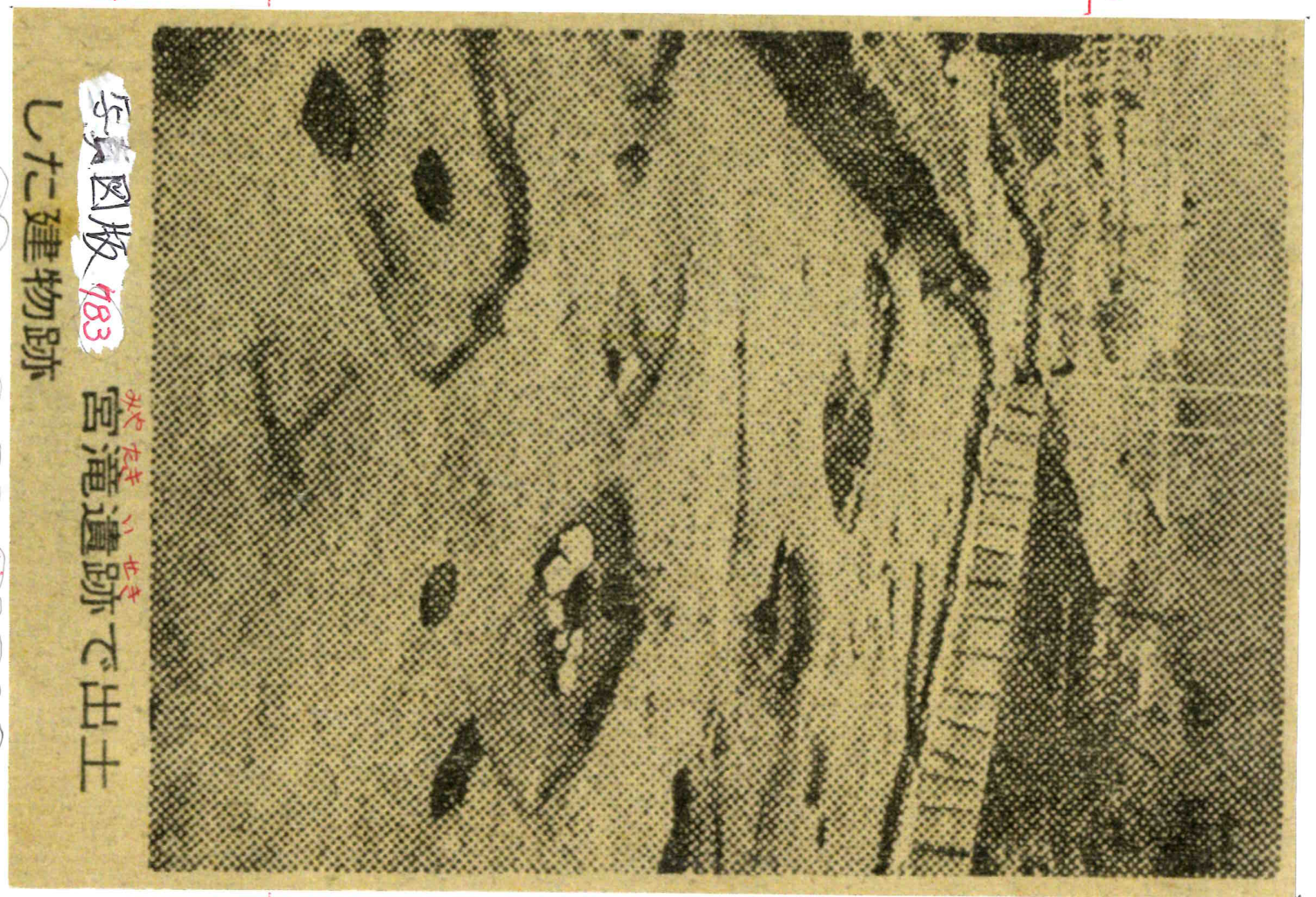
「天皇、吉野宮より至ります」とある。

■ここに因みに述べると、持統天皇の吉野行幸について、こう言われている。

「なぞの多い古代史の中でも、とりわけ理解に苦むのは、飛鳥時代末の持統天皇による吉野宮への行幸である。在位十一年の間に

頁の上(1/4頁)に
大きくはみ出て
掲載下さい。

5,172^p 2/2



写真図版 783 宮滝遺跡で出土
した建物跡

1304 『朝日新聞』昭和61年1月25日
宮滝(吉野)・山の斜面に滝見御殿跡
参照
末永雅雄氏は「持統天皇が訪れた吉野宮の遺構であろう」と述べている。

遺構であろう

三十一回、讓位後の一回を含めるとなんと
三十二回も足を運んでおられる。律令国家の
基礎が固まろうとする時期で、親政を敷いて
いた忙し身にもかかわらず、しばしば吉野の
を訪ねておいでになる。しかし、その目的に
ついては、いまだに明解な説明ができていな
という。↑↑↑↑(「朝日新聞」昭和六十一年
一月二十五日「宮内省」山崎の斜面に滝見御殿跡を参照
したかに、在位十一年間に三十一回も吉野
宮へ行幸されたというのは、一見異常であり
理解し難い。
だが、吉野宮に天武上皇がおられたと考
える時、持統天皇が足しげく吉野をお
訪ねになられたことの意味が理解され、納得で
きるように思われる。
持統天皇は、政治上の諸事をはしめ、こま
ごま一たことについても夫君の御意向をお
伺いしつつ、天皇としての任務を無難に果し
てゆかれたのであろう。

米

任務

報
あ54
149

2回
紀下498

H元 4/30 (月) 記

5,175^P
5137

草壁 45
28
1740203
紀下445 2年~3年

紀下485 記
玄符998

紀下495
689 28 689 45
-662 1 - 645 1
27 27 44 44

5137 2/2

高市皇子の薨去
5202

草壁皇子薨去

持統紀三年(六八九)四月十三日条に、

皇太子草壁皇子尊薨りまゝぬ

とある。

この時、持統天皇(六四五~七〇二)は四

十五歳、草壁皇子(六六二~六八九)は二十

八歳であつた。(広辞苑へ草壁皇子参照)

万機を補佐してくれてゐた皇太子草壁皇子

子が亡くなつたや
これが亡くなつたや
これが亡くなつたや

ように日本国を治めてゐたらよいので

ようか

草壁皇子を亡くした持統天皇にとって、

リにするか出来るのは、ただ一

人、吉野宮においでになる天武上皇だけとな

つてしまった

同年(持統三年)八月四日、持統天皇は

吉野宮に幸された。(これが、第二回目の吉

野行幸である)

*

天つき
改行

元暦 2209^P
文 683 ~ 707^年

690 8才
= 683 1才

5180^{18才}

5,176^P

427^{17才}

紀下472^{17才} 藤原朝臣大島
紀下593^{16才}

紀下500^{19才}
紀下400^{13才}

紀下500^{2才}

持統天皇の即位

持統四年

持統紀四年（六九〇）正月一日条に、

物部麻呂朝臣（石上朝臣麻呂。壬申乱の

時、大友皇子に最後までつぎ従ってゐた一は

大盾を樹てた。神祇伯中臣大島朝臣（藤原大

嶋）は、天神寿詞（踐祚の日）に奏する祝詞

を読んだ。それが終つて、忌部宿禰色夫知が

神璽の剣と鏡とを皇后（持統天皇）に奉上つ

た。こうして、皇后は天皇位におつきになつ

た。公卿百寮は、整列して一斉に拝礼し、手

を拍った。

とある。

なお、一説に、昨年（持統三年）四月十三

日に草壁皇子が薨去されたので、皇后は、

孫輕皇子（草壁皇子の子、後の文武天皇

の当時八歳）が成長し、皇位につけるよう

になるまでの間、正武に天皇の位につこう

と決意された、とする見解がある。（「日本の歴史」(2) 飛

H 9.6.7(土)
H 6.1.8(土)

みま 思ちえ66
あか 冒すえ285

5,177^P

鳥と奈良、読売新聞社、八六頁参照

つまり、高市皇子をほめとする有力な皇子

が多いいにても、自ら天皇になっておけば

その間、これらの皇子は天皇になれないとお

考えになって即位された、という文とどううか。

いや、そうは思えない。

へ天武上皇が存命中に、どの皇子が天皇位

についたとしても、———二朝が再現さ

れたことになる。

と考えられたのではないだろうか。

天智上皇存命中に大友皇子が天皇位につい

た、とを激怒した大海人皇子(天武上皇)が

同様の過ちを冒してよい筈はない。

天武上皇が、皇后を天皇位につけたい

と望まれたのであろう。と推察される。(既

述)

*

399 足1げく 5173
見出し付き
503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

6回 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000

持統天皇は、即位して一ヶ月余の後の持統四年
二月十七日に、早くも繁忙の合間を縫うよう
にして、吉野宮へ幸された。（これが、第三
回目の吉野行幸である）
●五月三日にも、持統天皇は吉野宮に幸され
た。（第四回目）
●八月四日にもまた、持統天皇は吉野宮に幸
された。（第五回目）
●さらに十月五日にも、持統天皇は吉野宮に
幸された。（第六回目）
持統天皇は、即位後の短期間に、こんなにも
も足繁く吉野宮へ御幸されてゐる。
●そして、天武上皇の意向に従つてのことで
あろう、持統天皇は、吉野から宮へ帰る
と、数々の勅を発せられた。
●官人の考選、朝服の制、太政大臣（高市皇
子）の任命および全官人・大宰・国司らの
遷任（大異動）、朝堂での礼、戸令による造

5199

日本史辞典 325°
330°

5179-1/4

「年表」

天智9年2月
紀下374P
583注14

井上(下)378P
紀下601P注5
日本史辞典330°325°

小林740
「年表」

行に移されていった。
矢つぎばやに実

な お、

①天智九年庚午年(六七〇)に作られた戸籍

は、日 庚午年籍、

②持統四年庚寅年(六九〇)に作られた戸籍

は、日 庚寅年籍、

と呼ばれる。

戸籍は、課税の台帳である。

そして造籍は、一戸一戸について人民の身

分を確定する意味を持つものであった。

という(「日本書紀」(下)日本古典文学大系、岩

波書店、五八三頁、補注二七一四。同、六

〇一頁、補注三〇一五。「日本史辞典」東京

創元社、八庚午年籍へ庚寅戸籍参照)

参考までに述べると、

「福岡県太宰府市の国分松本遺跡(大宰府

政庁の西北一・二キロ)で、最古の戸籍(七世

紀末の戸籍)が見つかった。

縦314号、横84号ほどの木簡の表と裏に、

5,179^P-2/4

「もんじ」か？

・進(しん)紀下468^P3年天武14年(685)1月21日略
モ・大武(だいた)大宰府の次官

前国^{せんこく} 島評^{しまひょう} (今の福国^{ふくこく} 系島^{けいしま} 地方) の戸主^{こぬし}
ら 16 人の名や身分^{ななみぶん} 続^{つづ}き柄^{がら}などか記^しさして
る^る 大宝^{たいほう} 律令^{りつりょう} (七〇一年) で 郡^{ぐん} 邑^い と表^{ひょう} 記^き さし
る^る までの行政^{ぎょうせい} 区^く 日^{にち} 評^{ひょう} (ひょう) 七^{しち} 世^{せい} 紀^き 末^{まつ} と断^{だん}
定^{てい} 式^{しき} の記^き 述^{じゆつ} が見^み え (こ) から 七^{しち} 世^{せい} 紀^き 末^{まつ} と断^{だん}
院^{いん} 文^{ぶん} 書^{しよ} と 一^{いつ} 伝^{でん} わる 大^{だい} 宝^{ほう} 二^に 年^{ねん} (七〇二) の 戸^こ
籍^{せき} だ っ た し 第^{だい} 五^ご 表^{ひょう} へ 戸^こ 籍^{せき} を 巡^{めぐ} る 年^{ねん} 表^{ひょう} 朝^{てう} 日^{にち}
新^{しん} 聞^{ぶん} 平^{へい} 成^{せい} 二^に 十^{じゅう} 四^し 年^{ねん} 六^{ろく} 月^{げつ} 十^{じゅう} 五^ご 日^{にち} 付^{つけ} 写^{しゃ} 真^{しん} 図^ず 版^{ばん}
籍^{せき} へ 大^{だい} 宰^{さい} 府^ふ で 木^{もく} 簡^{かん} 出^{しゅつ} 土^ど 七^{しち} 世^{せい} 紀^き 末^{まつ} 最^{さい} 古^こ の 戸^こ
付^{つけ} 参^{さん} 照^{しやう} 朝^{てう} 日^{にち} 新^{しん} 聞^{ぶん} 平^{へい} 成^{せい} 二^に 十^{じゅう} 四^し 年^{ねん} 六^{ろく} 月^{げつ} 十^{じゅう} 三^{さん} 日^{にち}

・カー

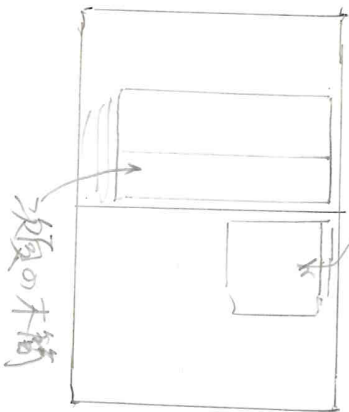
・右頁の左上(1/4頁)

1506 中へふりかけ

第55表

戸籍を巡る年表

・はみだり大きく
掲載下さい。



645年	大化の改新
670年	庚午年籍を作成
689年	飛鳥浄御原令を施行
690年	庚寅年籍を作成
701年	大宝律令が完成
702年	

正倉院文書
(大宝2年の戸籍)
載り下す

『朝日新聞』平成24年6月15日「7世紀末の木簡に人名が続き柄」参照

5,179^p-3/4

左側の右側
半分。

汗一限一

1824年12月，
大主^人揭藏

Page 11

5,179^D - 4/4

A photograph of a heavily damaged, horizontal strip of ancient papyrus or parchment. The surface is dark, textured, and shows significant wear, including numerous scratches, tears, and areas where the material has been lost or eroded. Faint, illegible markings are visible across the surface.

(木簡の表に書かれている文字)

嶋評 嶋一

戸主建^テ身麻呂戸。又附去^リ□□□□

政下。次得^ル□□。兵士。次伊支麻呂。政下。□□

占^ル惠^ミ□□。川^ノ里。占^ル赤足□□□□□□

小子之母。占^ル真^ニ女。老女之字。得^ル□□

穴^ノア加奈代戸。有附。□□□□。占^ル

□□ □□ □□ □□

- 戸主建了身麻呂…
- 「戸」は家族組織。
- その長、たけるべのみまる。「ア」は「部」の略字
- 附…加わる
- 去…いなくなる
- 政丁…正丁（21～60歳男性）のことか？
- 川ア里…川部里（地名。川辺里とも）
- 部分は判読不能

1306

1409

宝篋印版 784 太宰府で印刷出土。7世紀末、^{半唐文}最古の「^{ニせき}戸籍」

朝日新聞 平成24年6月13日 <正倉院文書3の637世紀末最古の「古籍」参照
 浄御原令施行の翌年に作られた庚寅年籍の内容を元にしているという
 1209

肥後国益城
次原6所

5176 169
512

51-37
512 38 (伏見)

5,180P

512 121

5201
506 1011 行

藤原京

持統紀四年（六九〇）十月二十九日条に、

高市皇子、藤原の宮地を觀す。公卿百寮

従なり

とある。

藤原京（別名、新益京）は、持統四年に着

手され、持統八年に成り、以後和銅三年（七

一〇）の平城遷都まで持統・文武・元明・三天

皇が居住された宮である。

藤原宮は、大和三山の間の平地に置かれた。

万巻一五二の藤原宮の御井の歌に

八香久山は宮の東門に、畝傍山は西門に、

耳成山は北門に、吉野山は南門に当る

と歌われている。（『日本書紀』下『日本古典文

学大系、岩波書店、六〇二頁、補注三〇一〇参照）

一説に、藤原京（新益京）は、

御原宮の東北方に拡大された地域を占めるの

で、新たに益された京という意味で『新益京』

みやこ
新益京

5,181^P 類文の 5,184^P

新益京 前頁20行

とも称なづされたのであろう、という。(「日本

書紀」(下)日本古典文学大系、岩波書店、五一

二頁、注一参照)

■ とは いえ、あるいは 新益京 という 呼

称には、

△ 大倭国 (肥後国) の 益城 に 相当する

地 の 京 に

という意味が 込められていたのかも知れない。

■ なる ほど 定か なら ない こと では ある か

△ 大倭国 (肥後国) の あの 由緒 ある 推古 朝

の 小 蝦夷 田宮 に 同様の 都 を 倭国

△ 大和国 の 大和 三山 の 地 域 に 再 現 し た の で

あろう

と想像される。

*

627508

来5行

5192^P

2) 施行 4959^p

同年（持統四年）十一月十一日、勅により初めて元嘉暦と儀鳳暦を施行した。

十二月十二日、持統天皇は吉野宮に幸された（第七回）。十四日に吉野宮からおもどりになった。

十二月十九日、持統天皇は藤原へおでましになり、宮の地を御覽になった。

＊

墓記を上進らむ

持統五年

持統五年（元九一）一月十六日に、持統天皇は吉野宮へ幸された（第八回）。二十三日、吉野宮からおもどりになった。

H6.1.9 日 110A
紀F511P

和巻 紀F510P 19
2030
5,183P

1000
紀F510P

900
紀F509P

●四月十六日に、持統天皇は吉野宮へ幸さ
た（第九回目）。二十二日に吉野宮からおも
どりになつた。
●七月三日に、持統天皇は吉野宮へ幸さ
た（第十回目）。十二日に吉野宮からおもど
りになつた。
八月十三日に、十八の代へ大三輪・雀部・
石上・藤原・石川・巨勢・膳部・春日・上毛
の・大伴・記伊・平群・羽田・阿倍・佐伯・
野・大伴・阿曇・平群・羽田・阿倍・佐伯・
采女・穂積・阿曇・平群・羽田・阿倍・佐伯・
の墓記をたてまつらせた。
墓記の意味は明らかでないが、先祖の事績
など、氏の伝承を記した文書かという。
●天武上皇らが吉野宮で編集している史書の
内容と対立するような墓記を放置しておくわ
けにいかず、認していわは強引に、取りあげたの
であらうと思われ。〔全部の氏族の墓記を〕
十月十三日に、持統天皇は吉野宮へ幸さ水
た（第十一回目）。二十日に吉野宮からおもど
りになつた。

平城元5/16
→ 次々5180' 11W25
にも録

紀下512^P
4277619

5201^{P-1/2}
5181' 10W (欠番 5,185^P)
5,184^P

十月二十七日に、使者を遣わして新益京の鎮祭を行なわせたになった。

*

持統六年

持統紀六年(六九二)正月十二日条に、天皇、新益京(藤原京)の路を觀す

とある。

新益京(藤原京)は、奈良盆地を南北に走る上・中・下三道のうちの口中つ道と口中下

つ道とを基準にして造られた

目指すところは、奈良盆地北端の広大に豪壮な新城(平城京)である。

しかし、今はまだその時でなく、

へとりあえず、大倭国(肥後国)タクマが原の小墾田宮をこの藤原の地に再現して、平

城への遷都の時迄の過渡的な都にしようとお考えになったように思われる。

*

とかダブリ
ような14所
もの

藤原京

④4271

天つき
改行

5,186^P

持統6 692 ④4271^P 4275^P
皇極 642 紀下244^P 94^P
紀下244^P 50^P 冠茂系

紀下512^P
427^P 18

高宮に幸す

持統紀六年（六九二）正月条に、

二十七日 天皇、高宮に幸す。二十八

日 天皇、高宮より至します。

とある。

五十年前の皇極元年（六四二）
蘇我大

蝦夷が祖廟を立て、天子の特権とされる

八佾の舞を舞った所か、この大和国葛城

郡の「高宮」である。（今の奈良県御所市森

脇・宮戸あたりという）

先に述べたが、蘇我大臣蝦夷が立てた

祖廟は、

△天子の特権である八佾の舞を舞った

というところから推察されるように、実は「天

皇の祖廟」だったのであろう。

つまりこの廟が持統天皇（天智天皇の皇

女）にとって「祖先の廟」であつたからこそ

持統天皇は、「高宮」へ幸された

（第十八章へ八佾の

舞の項において既述）

（*）

3輪高第府君の及対を押し切った
 427105
 91H4
 紀下514297

12月
 紀下515
 5,187
 紀下516
 5201
 5201-1/4

紀下379天智10年11月
 4800-1/3
 紀下516
 紀下384天武即前紀
 紀下516257

伊勢に幸す

持統紀六年三月六日条に、
 伊勢に幸す

とある。

持統天皇は、人心を伊勢国の天照大神に向
 けさせる為、自ら伊勢国へ行幸されたのたろうか

・あるいは、天武上皇の強い御要望があったのかも知れない

同年五月十二日、持統天皇は吉野宮へ幸

された（第十二回目）。十六日、車駕は宮へ

お還りになった。

五月二十三日、使者を遣わして、藤原の

宮地を鎮め祭らせになった。

五月二十六日、使者を遣わして、幣を四

所、すなわち伊勢・大倭・任吉・紀伊の大神

に奉らせ、新宮に（藤原宮のこと）が平城宮

のことが不明の、ことを報告させた。

閏五月十五日

大略の大使郭務儼が、天智十年来朝の際

天智天皇の爲に造った阿彌陀像を上送し

といわれた。

六月三十日、持統天皇は、藤原宮の地を

15回
紀下520
597

紀下519
#上391
1.793^{12-3/2}

たけち
5,188^P

紀下518
未497

平交元 5/2 (44回)
14回目
紀下518

13回目
紀下517

御覽になつた。

七月九日 持統天皇は吉野宮に幸され

(第十三回目)。二十八日 車駕は宮へお還

りになつた。

十月十二日 持統天皇は吉野宮に幸され

た(第十四回目)。十九日 車駕は宮へお還りに

なつた。

十二月二十四日 大夫たちを遣わして、

新羅の諸を、五社 伊勢・住吉・紀伊・大倭

菟名足(奈良市法華町)にたてまつた。

藤原朝臣大嶋の死

持統七年

持統七年(六九三)正月二日 淨広を皇子

高市に、淨広式を皇子長と皇子弓削(みな天武

天皇の皇子)とにお授けになつた。

この日、詔して全国の百姓に黄色の衣、収

には白衣(黒衣)を着用させた。

三月六日 持統天皇は吉野宮に幸され

(第十五回目)。十一日 直大式葛原朝臣

大嶋に賻物(喪主におくつて助けとするもの

46, 1.10 (月) (日)
→

紀下446¹19^a
⑤ 5138⁷

紀下593³
神皇正統記 5, 189^P

② 紀下593³16

河内王に賜^{たま}ふ
「少前に没した」
⑤ 5198^{0-1/2} ⑤ 51871 14行

を賜^{たま}わった。十三日、天皇は吉野宮からお歸^{かえ}りになつた。
つまり、
・持統天皇は、三月六日に吉野宮へ行幸^{ぎやうこう}され、
七日後の三月十三日に吉野宮からお歸^{かえ}りにな
った。
・そして丁度その頃^{ころ}、三月十一日の少^{すこ}前に
藤^{ふぢ}(葛)原朝臣大嶋^{はらのあそみおほしま}が没^{ぼつ}した、
と、いうことが分かる。(「日本書紀」(下)日本古典
文学大系、岩波書店、五九三頁、補注二九一六参照)
・恐らく、天武上皇と共に吉野で執^{しやく}
筆^{ひつ}していた最中に、藤^{ふぢ}(葛)原朝臣大嶋^{はらのあそみおほしま}は突
然病に倒れ、そのまま吉野で息を引き取った
と、いうことなのであろう。
・なお、先にふれた^{とあり}天武紀十年三月
十七日条に、
「川嶋皇子・忍壁皇子……大山上中臣
連大嶋……に詔して、帝紀及び上古の諸
事を記し定めしめたまふ。大嶋・子首、親ら
筆を執りて以て録す」
とある。

H29(2017)9.22~9.28.
H30(2018)11.22(木)~11.23(4回)

5,190^p

IF 1/23
1/23

・もつとも、持統天皇が吉野に滞在してあら
れたとき、たまたま中屋敷(藤原朝臣)大嶋
が卒したのか、それとも、大嶋死去の
直後、^{あなご}という知らせを聞いて、持統天皇が
吉野に到着されたのか、詳細には分
らない。

*

H9.6.8(甲)
上6.1.11(乙)

持統7 693年
正月2 656

紀下328 5202
5307

5,191 18日
紀下522

紀下522 17日
紀下522 15

16日
紀下521

4416
5202

多武峯への行幸

同年(持統七年)五月一日、持統天皇は

吉野宮へ幸された(第十六回目)。七日に天

皇は吉野宮からお歸りになった。

七月七日、持統天皇は吉野宮へ幸された

(第十七回目)。十六日に天皇は吉野からお

歸りになった。

八月一日、藤原の宮地に幸された。

八月十七日、吉野宮へ幸された(第十八

回目)。二十一日に車駕は宮へお歸りになっ

た。

九月五日、持統天皇は多武峯に幸された。

六日に車駕は宮へお歸りになった。

なお、三十七年前の斉明紀二年是歲条に、

田身領(飛鳥の東南方の多武峯)に、冠

らゝむるに周れる垣を以てす。また、山嶺の上

の西一の槻の樹の辺に、觀(物見台)を起つ。

虎の二つを槻宮とす。亦は天宮と曰ふ。

5,192P

天武 改行

とある。(第八十二章八田身嶺の冠✓参照)

●持統天皇は、周れる垣の冠をかぶった多武

山に登って、天の神に祈り、地の平安

を祈願されたのかも知れない。

ろーて持統天皇は、二年半後の持統十年三

月三日にも、二槻宮(西槻宮)へ行幸される。

また、続紀(紀)文武天皇の大室二年(七〇二

三月十七日条には、大倭国をして、二槻離宮を繕治はしむ

とある。このに日続紀のいう大倭国は、大和

*

⑤ 518P 14行